

大阪市告示第171号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年2月4日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高 橋 徹

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年2月1日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和8年2月2日（月）から 同月4日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和8年2月6日（金）	
	令和8年2月8日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和8年2月9日（月）から 同月10日（火）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和8年2月11日（水）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和8年2月13日（金）	午前9時から 午後9時45分まで
	令和8年2月15日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和8年2月16日（月）から 同月18日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和8年2月20日（金）	

令和 8 年 2 月 22 日 (日) から 同月 23 日 (月) まで	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 8 年 2 月 24 日 (火) から 同月 25 日 (水) まで	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで
令和 8 年 2 月 27 日 (金)	午前 8 時 30 分から 午後 9 時 45 分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)